

平成 26 年定例会

環境生活農林水産常任委員会

説明資料

◎ 議案補充説明

- 1 議案第 23 号
地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金及び当該寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例案について …… 1
- 2 議案第 66 号
三重県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例案について … 5
- 3 議案第 68 号
地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準等を定める条例の一部を改正する条例案について …… 7
- 4 議案第 96 号
工事請負契約について (桑名市源十郎新田事案支障除去対策工事) …… 9

◎ 所管事項説明

- 1 高等学校生徒募集定員における公私比率等について …… 15
- 2 新しいみえの文化振興方針 (仮称) の策定について …… 25
- 3 新県立博物館の開館に向けた取組について …… 47
- 4 平成 25 年三重県男女共同参画審議会による提言と評価に対する取組について …… 63
- 5 三重県における食材の不適正表示への対応について …… 81
- 6 三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画 (最終案) について …… 83
- 7 産業廃棄物の不適正処理事案について …… 87
- 8 包括外部監査結果に対する対応について …… 91
- 9 各種審議会等の審議状況について …… 93

別冊 1 文化交流ゾーン検討部会報告書

別冊 2 三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画 (最終案)

平成 26 年 3 月 11 日

環 境 生 活 部

1 議案第23号 地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金及び当該寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例案について

1 制定の経緯

地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 4 号の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準等を定める条例に基づき、申出のあったNPO法人について、三重県指定特定非営利活動法人審査委員会へ諮問したところ、指定に相当する旨の答申がありました。

個人県民税における寄附金税額控除の対象となるNPO法人として、当該法人を条例で指定するため、新たな条例を制定します。

2 条例の概要

地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 4 号の寄附金に関する規定を整備し、同条第 3 項の規定により、当該寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として、次の法人を個別に指定します。

- ・特定非営利活動法人みえきた市民活動センター
三重県桑名市南魚町 86 番地
(法人の概要は別記のとおり)

3 審査の概要

(1) 申出の状況

平成 25 年 11 月 8 日まで、申出を受け付けたところ、申出件数は 1 件でした。

(2) 審査の方法

書面審査、現地確認、市町長及び県警察本部長への意見聴取、審査委員会への諮問

(3) 審査の結果

① 事前審査の結果

- ・書面審査をしたところ、記載内容に不備がないことを確認しました。
- ・法人の事務所において代表者から聴き取りをしながら証拠書類を確認したところ、申出内容と整合していることを確認しました。
- ・市町長及び県警察本部長へ意見聴取をしたところ、指定基準非該当又は欠格事由該当の旨の意見はありませんでした。

② 三重県指定特定非営利活動法人審査委員会への諮問結果

指定の基準に適合すると認めるのが相当である旨の答申がありました。

4 施行期日

公布の日から施行。

別記

条例で個別指定する予定の法人の概要

法人名	特定非営利活動法人みえきた市民活動センター
代表者の氏名	理事長 服部 則仁
主たる事務所の所在地	桑名市南魚町86番地
設立年月日	平成16年4月1日
定款に記載されている目的	この会は、まちのさまざまな課題を明らかにし、その課題の解決に取り組みます。また、それらの課題を自分たちの手で解決していかうという人たちに対し、その活動を応援し、その活動を行いやすい環境を整えていきます。これにより、市民自身による市民社会づくりに寄与します。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動応援☆きらきら基金による市民活動団体への助成事業 ・市民活動団体のホームページでの紹介事業 ・インターネットを活用したラジオ放送 ・まちのかわらばんの発行 等
特定非営利活動を行う市町の区域	桑名市・いなべ市・東員町・木曾岬町など

(参考)

三重県指定特定非営利活動法人の指定基準

基準			
住所	1	県内に主たる事務所を有すること	
寄付金充当事業	2	寄附金を充当する予定の事業の内容が、NPO法人の活動分野(NPO法別表第1号から第19号まで、三重県条例第27条各号)の活動であって、次に掲げる基準に適合していること (イ)定款の目的に適合した事業であること (ロ)県内で実施される事業であること (ハ)地域の課題の解決に資するものであること	
公益性に関する基準	3	県民等に対して特定非営利活動に係る情報を提供した実績として、次に掲げる基準のいずれかに適合していること (イ)テレビ若しくはラジオ又は新聞若しくは雑誌その他これらに準ずる媒体を活用した情報提供の回数(規則:年2回以上) (ロ)インターネット等により、特定非営利活動に係る情報を提供した回数(規則:年4回以上) (ハ)県民等に配布し、又は閲覧させるため、申出者が発行する会報その他これに相当すると認められる印刷物を設置した施設の数(規則:年5箇所以上) (ニ)県民等を対象として主催したセミナー又はイベントにおいて情報提供した回数(規則:年4回以上)	
	4	県民等から支持されている実績又は他のNPO法人、地縁による団体、事業者その他の団体との連携若しくは協働の実績について次に掲げる基準のいずれかに適合していること (イ)組織運営に係る活動又は県民等を対象として主催したセミナー若しくはイベントの運営に係るボランティア活動をした者の数(規則:延べ年100人以上、かつ実人数が年10人以上) (ロ)寄附を3,000円以上した者の数(規則:年50人以上) (ハ)県民等を対象として主催したセミナー又はイベントに参加した者の数(規則:延べ年100人以上) (ニ)他のNPO法人、地縁による団体、事業者その他の団体との連携又は協働により実施された事業の回数(規則:年1回以上)	
	5	地域の課題の解決に資するための活動として実施した実績が、次に掲げる基準のいずれかに適合していること(規則:年6月以上の期間) (イ)県内で継続的に実施した実績があると認められること (ロ)県外で継続的に実施した実績があり、県内においても継続的に実施することが見込まれること	
組織・運営に関する基準	6	事業活動において共益的な活動が50%未満であること	
	7	運営組織および経理が適切であること	(イ)役員のうち親族関係を有する者等人数÷役員総数 \leq 1/3 役員のうち特定の法人の役員又は使用人等の人数÷役員総数 \leq 1/3
			(ロ)各社員の表決権が平等であること
			(ハ)公認会計士若しくは監査法人の監査を受けているか、帳簿及び書類を備え付けて取引を記録し帳簿を保存していること
			(ニ)適正な経理を行っていること
	8	事業活動の内容が適正であること	(イ)宗教活動、政治活動、特定の公職者等又は政党の推薦、支持又は反対する活動をしていないこと
			(ロ)役員、社員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと
			(ハ)実績判定期間における特定非営利活動に係る事業費÷総事業費 \geq 80%
(ニ)実績判定期間における受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額÷受入寄附金総額 \geq 70%			
9	情報公開を適切に行っている(閲覧すること)	事業報告書等、役員名簿及び定款等	
10	三重県への事業報告書等の提出	事業報告書等(会計書類、役員名簿等)	
11	不正行為等	法令等違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと	
12	設立後の経過期間	申出をする事業年度の初日において、設立の日以後1年を超える期間が経過していること	

地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金及び当該寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例案

右提出する。

平成二十六年二月十七日

三重県知事 鈴木英敬

地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金及び当該寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例

(地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金)

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三十七条の二第一項第四号の規定による住民の福祉の増進に寄与する寄附金であつて条例で定めるものは、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人の行う同条第一項の特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金とする。

(地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人)

第二条 地方税法第三十七条の二第三項の規定に基づき、前条に規定する寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の名称及び主たる事務所の所在地は、次のとおりとする。

特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人みえきた市民活動センター	三重県桑名市南魚町八十六番地

附則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地方税法第三十七条の二第三項の規定により、同条第一項第四号の住民の福祉の増進に寄与する寄附金及び当該寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を条例で定める必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

2 議案第66号 三重県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例案について

1 改正の経緯

平成25年第180回国会において、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第3次一括法）に基づく交通安全対策基本法の改正により、都道府県交通安全対策会議の組織等を定める同法第十七条第三項第七号に『その他都道府県知事が必要と認めて任命する者』が新設され、平成25年6月14日施行されました。

これにより、これまで「官」の分野の人材に限定されていたが、知事が民間の学識経験者をはじめ多様な分野から必要な委員を任命できることとなったため、「三重県交通安全対策会議条例」の委員及び特別委員を定める第三条の一部を改正して委員の任命について整備します。

2 三重県交通安全対策会議条例の一部改正の概要

委員及び特別委員を規定する第三条第一項中「任命する委員」の下に「並びに法第十七条第三項第七号の規定に基づき知事が必要と認めて任命する委員」を加え、「三人」を「それぞれ三人」と改め、知事が「官」以外の多様な分野から委員を任命できることと、その定員を明確にします。

3 施行日

公布の日から施行。

○三重県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、交通安全対策基本法（昭和四十五年法律第百十号。以下「法」という。）第七條第五項の規定に基づき、三重県交通安全対策会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(委員及び特別委員)</p> <p>第三条 部内の職員のうちから指名する委員の定数は六人以内とし、市町長及び消防機関の長のうちから任命する委員並びに法第十七條第三項第七号の規定に基づき知事が必要と認めて任命する委員の定数はそれぞれ三人以内とする。</p> <p>2 前項に掲げる委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 5 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、交通安全対策基本法（昭和四十五年法律第百十号）第十七條第五項の規定に基づき、三重県交通安全対策会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(委員及び特別委員)</p> <p>第三条 部内の職員のうちから指名する委員の定数は六人以内とし、市町長及び消防機関の長のうちから任命する委員の定数は三人以内とする。</p> <p>2 部内の職員のうちから指名する委員並びに市町長及び消防機関の長のうちから任命する委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 5 (略)</p>

3 議案第68号 地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準等を定める条例の一部を改正する条例案について

1 改正の経緯

平成25年11月27日に公布された「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」の施行に伴い、刑法が一部改正されるため、「地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準等を定める条例」の規定を改正します。

2 条例の一部改正の概要

刑法第208条の3が同法第208条の2に改正されることに伴い、同条を引用している条例の規定を変更します。

3 施行期日

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の施行日から施行。

○地方税法第三十七条の二第二項第四号の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準等を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改正案	現行
<p>(欠格事由)</p> <p>第六条 第四条第一項の規定にかかわらず、知事は、次の各号のいずれかに該当する申出者については、指定の手続を行わないものとする。</p> <p>一 申出者の役員のうち、次のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の規定(同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。)若しくは三重県暴力団排除条例(平成二十二年三重県条例第四十八号)の規定に違反したことに、若しくは刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとする事に関しする罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>ニ (略)</p> <p>二〇六 (略)</p>	<p>(欠格事由)</p> <p>第六条 第四条第一項の規定にかかわらず、知事は、次の各号のいずれかに該当する申出者については、指定の手続を行わないものとする。</p> <p>一 申出者の役員のうち、次のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の規定(同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。)若しくは三重県暴力団排除条例(平成二十二年三重県条例第四十八号)の規定に違反したことに、若しくは刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとする事に関しする罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>ニ (略)</p> <p>二〇六 (略)</p>

4 議案第 96 号

工事請負契約について (桑名市源十郎新田事案支障除去対策工事)

議案番号 第 96 号 工 事 請 負 契 約 に つ い て			
工事名	桑名市源十郎新田事案 支障除去対策工事		
施工場所	桑名市大字五反田字源十郎新田 地内		
契約金額	2,197,141,200 円 (消費税等 (8%) 含む)		
請負者 住所氏名	四日市市鶴の森一丁目 3 番 23 号 ナカジマビル 8 階 鴻池・名星・霞特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社鴻池組三重営業所 所長 松澤 慶郎		
契約工期	議決日から平成 29 年 3 月 21 日まで		
<u>工事内容</u>		<u>共同企業体構成員</u>	
環境修復		鋼矢板設置工 2,045 枚	
支障除去工		2,045 枚	
汚染土壌掘削工 3,787 m ³		桑名市大字繁松新田 73 番地 1	
汚染土壌処理工 7,574 t		名星ディストラクト株式会社	
油回収工 1 式		代表取締役 金森 伸夫	
附帯施設工		桑名市長島町白鷄 293 番地	
防臭防じん建屋整備工 1 式		霞興業有限会社	
PCB 廃棄物保管庫整備工 1 式		代表取締役 糸見 勘一	
水処理施設整備工 1 式			
契約方法	一般競争入札		
入 札 状 況	年月日	平成 25 年 12 月 12 日	評価値 0.59575 (最高値 0.59575 最低値 0.59378)
	業者数	2 社	最低 2,197,141,200 円 (消費税等 (8%) 含む) 2,034,390,000 円 (消費税等抜き)
			最高 2,197,141,200 円 (消費税等 (8%) 含む) 2,034,390,000 円 (消費税等抜き)
回数	1 回	予定 価格	2,441,273,040 円 (消費税等 (8%) 含む) 2,260,438,000 円 (消費税等抜き)

入札結果調書（総合評価 除算方式）

入札年月日 平成25年12月12日

入札場所 三重県津庁舎 第65会議室

入札執行者 主査 宮路典尚 主査 落合孝章

工事番号 201305020042505541

工事名 平成25年度環境修復事業 第205- 2分0004号
桑名市源十郎新田事案 支障除去対策工事

施工場所 自 桑名市大字五反田字源十郎新田 地内
至

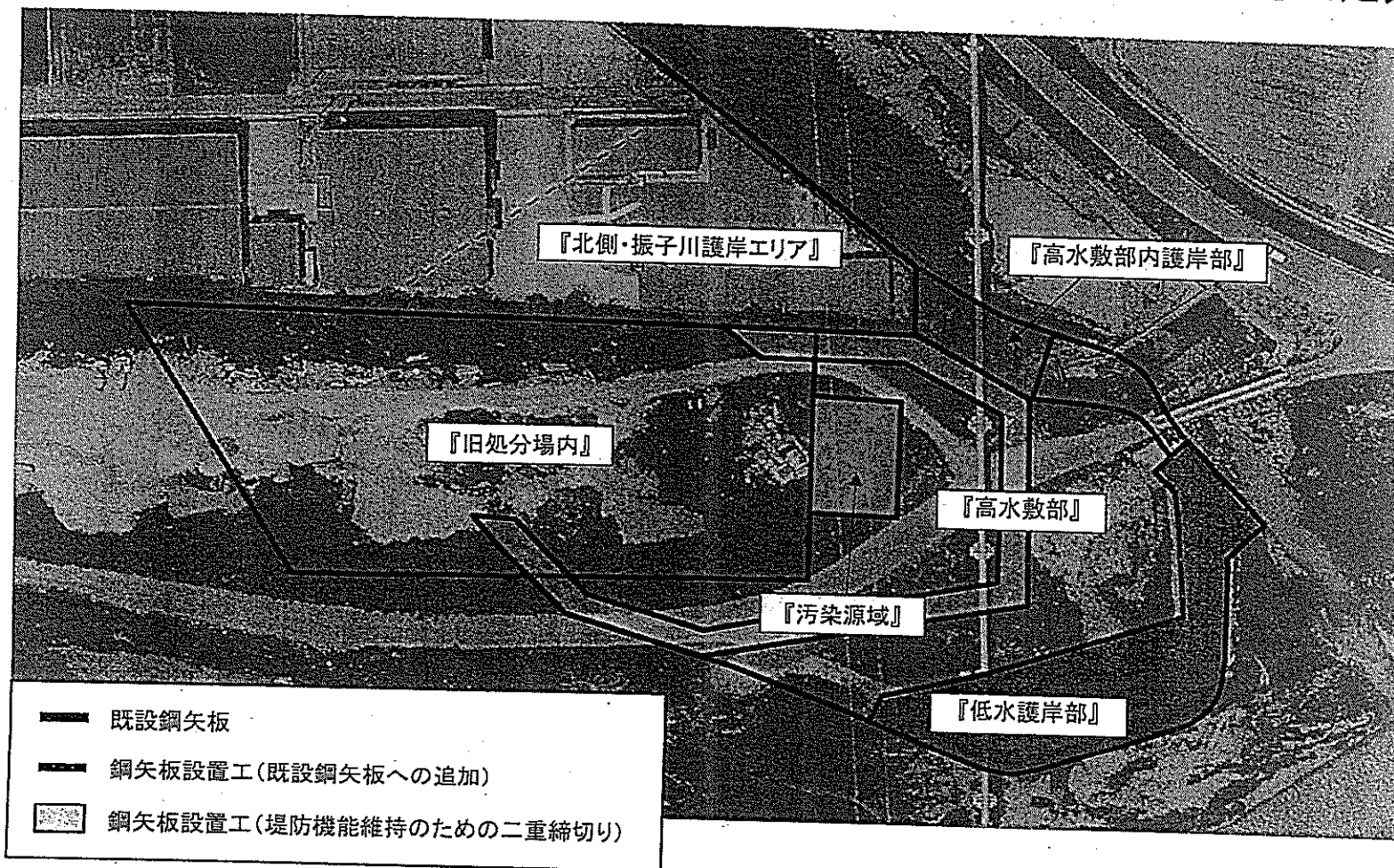
	入札者	第1回			備考
		入札額	標準点 +加算点	評価値	
1	鴻池・名星・霞特定建設工事共同企業体	2,034,390,000	1,212	0.59575	落札決定
2	安藤ハザマ・日本土建・丸昇特定建設工事共同企業体	2,034,390,000	1,208	0.59378	

上記金額は、消費税及び地方消費税(免税業者にあつては相当額)を除いた金額です。
また、本工事は価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式にて行っているため、評価値の最も大きい入札者を落札者としています。また、評価値とは標準点1000点に提案による加算点を加えた値を入札額(百万円単位)にて除した値(小数第六位切り捨て)です。

鋼矢板設置工 2,045枚

- ・既設鋼矢板に追加する形で鋼矢板を設置。
- ・対策区域を囲い込み、5つのエリアに区分する。

⇒ 『汚染源域』、『低水護岸部』、『高水敷部』、『北側・振子川護岸エリア』、『旧処分場内』



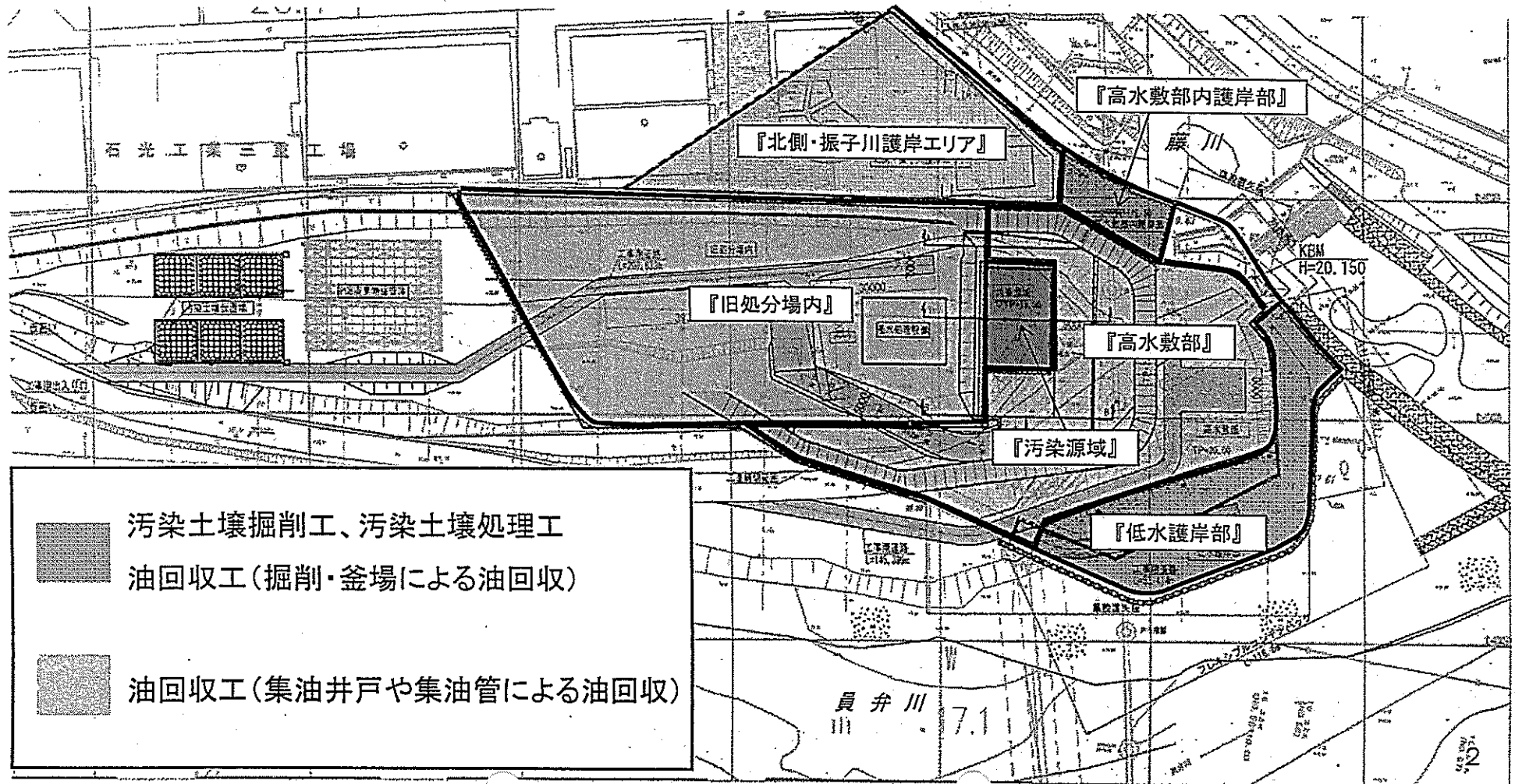
支障除去工

汚染土壌掘削工 3,787 m³

汚染土壌処理工 7,574 t

油回収工 1 式

・鋼矢板で区分した5つのエリアから、最も適した方法で油を回収していく。



附帯施設工

防臭防じん建屋整備工

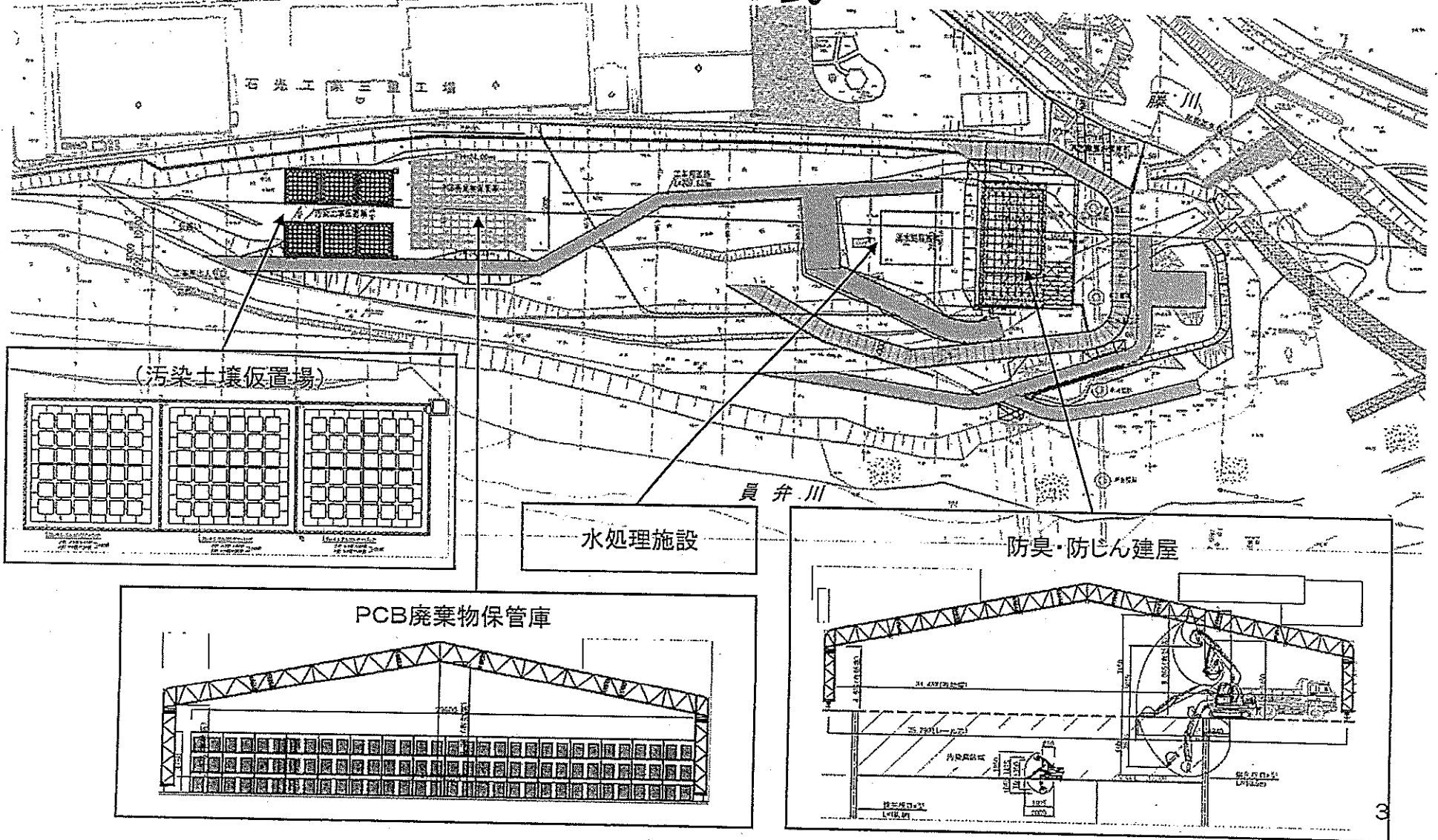
1式

PCB廃棄物保管庫整備工

1式

水処理施設整備工

1式



1 高等学校生徒募集定員における公私比率等について

1 高等学校生徒募集定員に係る公私比率等検討部会の設置

少子化の進行により今後の高等学校募集定員総数の大幅な減少が想定されることを踏まえ、平成25年6月に「三重県公立高等学校協議会」(以下「公私協」委員名簿は資料1)のもとに「高等学校生徒募集定員に係る公私比率等検討部会」(以下「部会」委員名簿は資料2)を設置し、中長期的な公立・私立の募集定員比率等について、4回にわたり検討を行いました。

2 部会の開催状況

第1回 平成25年6月4日(火)

今後の中学校卒業生数の推移予測、全日制高等学校募集定員の地区別公私比率等を資料として、公私比率等の検討に係る課題について意見交換を行いました。

第2回 平成25年9月20日(金)

今後の公私比率等の検討に係る課題について整理し、中長期的な公私比率等のあり方について意見交換を行いました。

第3回 平成25年11月14日(木)

中長期的な公私比率等のあり方について、公立高校と私立高校の設置状況が地域によって異なることから、地域ごとに方向性を示すたたき台の案を事務局から提示して協議を行い、基本的な方向性が確認されました。

第4回 平成25年12月17日(火)

中長期的な公私比率等のあり方の方向性を地域ごとに示す考え方について、公立と私立の役割を踏まえてさらに検討し、公私協への提言事項をまとめました。

3 部会のまとめ(公私協への提言)

資料3(「今後の高等学校生徒募集定員における公私比率等について」)のとおりです。

4 今後の対応

部会は、まとめ(「今後の高等学校生徒募集定員における公私比率等について」)を3月19日(水)に開催される公私協に提言します。

公私協は、部会からの提言を受けて、これを確認する協議を行い、協議結果を平成27年度以降の募集定員の策定に反映します。

資料 1

平成25年度三重県公私立高等学校協議会委員

環境生活部副部長	たなか いさお 田中 功
副教育長	まぶし としのり 真伏 利典
教育委員会次長	しろとり つなしげ 白鳥 綱重
宇治山田高等学校長	なかたに ふみひろ 中谷 文弘
上野高等学校長	どひ としはる 土肥 稔治
津東高等学校長	いわま ともゆき 岩間 知之
三重高等学校長	うない りゅういち 垂髪 隆一
高田高等学校長	うめばやし ひさたか 梅林 久高
皇學館高等学校長	なかむら たかし 中村 貴史
有識者(四日市大学教授)	いわさき ゆうこ 岩崎 祐子
有識者(皇學館大学非常勤講師)	さくらい ていこ 桜井 禎子

平成25年度 高等学校生徒募集定員に係る公私比率等検討部会委員

No		所属及び名前
1	学識経験者	三重大学 教授 森脇 健夫
2	県立高等学校長代表	津東高等学校 校長 岩間 知之
3	県私学協会代表	海星中・高等学校 校長 西田 秀樹
4	公立小中学校長代表	桑名市立陵成中学校 校長 星野 邦隆
5	公立学校教員代表	津市立高茶屋小学校 教諭 枝松 かおり
6	私立学校教員代表	高田高等学校 教諭 芳川 賢史
7	県PTA連合会代表	会長 安藤 大作
8	私立学校保護者代表	私立高等学校・中学校・小学校保護者会連合会 会長 前川 賢一
9	市町等教育委員会代表	津市教育委員会 教育長 中野 和代
10	経済団体代表	百五銀行 相談役 飯田 俊司
11	県中小企業診断協会代表	会長 大竹 美光

今後の高等学校生徒募集定員における公私比率等について

平成25年12月20日

高等学校生徒募集定員に係る公私比率等検討部会

「高等学校生徒募集定員に係る公私比率等検討部会」は、三重県の高等学校生徒募集定員総数が近い将来に大きく減少することが予測される中、高校教育における公立と私立の役割を踏まえた中長期的な公立・私立の募集定員比率等のあり方について検討しました。

ここに、その結果を、三重県公立高等学校協議会（以下、「公私協」といいます。）に提言します。

1 高等学校生徒募集定員の策定

本県の高等学校の生徒募集定員は、公私協の場で、前年度および近年の中学校卒業者の進路状況の検証や、公立・私立高校の教育上の諸課題についての検討を行いながら、県民からの理解が得られるよう、年度ごとに策定されてきました。

全日制高等学校の生徒募集定員総数は、高校への進学を希望する中学生等の進路を保障するという観点を重んじながら、公立・私立双方が年度ごとにそれぞれの募集定員案を持ち寄って検討を行い、生徒の学校選択の幅がより広がるよう重なり部分を設けつつ、策定されています。

その結果、平成26年度の生徒募集定員は県立高校が13,065人、私立高校が3,715人で、公私比率は78.0:22.2（重なり0.1%）※となりました。

年度ごとに中学校卒業生数が変動するなか、生徒募集定員は、今後もこれまでと同様に、将来的な公私比率等をあらかじめ設定するのではなく、公私協の場で年度ごとに協議を行い策定することが必要です。

※平成26年度の県内高校への入学見込者数 16,756人

県立高校の募集定員の比率 $13,065人 \div 16,756人 = 77.97\%$

私立高校の募集定員の比率 $3,715人 \div 16,756人 = 22.17\%$

重なり的人数・比率 $(13,065人 + 3,715人) - 16,756人 = 24人$

$24人 \div 16,756人 = 0.14\%$

2 県立高校と私立高校の役割と今後の公私比率等のあり方

県立高校と私立高校は、ともに公教育を担い、生徒・保護者の幅広い学習ニーズに応えるため、双方がその役割を果たしています。具体的には、県立高校は県が県内の広域にわたり学校を設置し、教育サービスを保護者負担の面で受けやすくすること等により教育を受ける機会を保障するとともに、普通科のほかに専門学科や総合学科を設置するなど、多様な選択を可能にしています。一方で私立高校は、国・地方公共団体以外の者が設置し、設置者独自の建学の精神に基づき、県立高校にはない特色ある教育活動を展開したり、併設中学校と中高一貫教育を実施したりするなど、個性豊かな教育活動を展開しています。

本県の中学校卒業生数は、今後大きく減少することが見込まれており、それに伴い高等学校生徒募集定員も減じていかなければならない状況にあります。県立高校については、県立高等学校活性化計画（平成25年3月）を踏まえ、学校の統廃合を含めた適正規模・適正配置の推進について、地域の声を聞きながら引き続き検討を進めていくこと

が必要です。一方、私立高校については、今後の生徒減少を見越した経営改善に取り組む必要があります。このような状況のなか、県立高校と私立高校は、互いに切磋琢磨し、また協力し、一層の特色化・魅力化を図っていくことが求められます。

このことから、今後の生徒募集定員の公私比率等については、将来的な比率を確定的に定めるものではないものの、中長期的な方向性を明らかにする必要があります。その際、県立高校と私立高校の設置状況や中学校卒業者の増減および進学状況等が地域によって異なることから、地域ごとに方向性を明らかにすることが必要です。

なお、以下に示す今後の公私比率等の中長期的な方向性については、高校教育の多様な選択肢の維持・充実や学校の特色化・魅力化の推進が図られているか等の観点から、5年後（平成30年度）を目途に再度、当部会等の場をあらためて設置し、検証を行います。ただし、状況に応じ、必要があれば、なお早期に実施することとします。

3 県内各地域における公私比率等の中長期的な方向性

(1) 桑名・四日市地域、鈴鹿・津地域

桑名・四日市地域には全日制の県立高校が16校、私立高校が4校あり、鈴鹿・津地域には全日制の県立高校が14校、私立高校が3校あります。人口規模が大きく学校数が多いこれらの地域では、私立高校についても県内の約3分の2にあたる数の学校があり、県立高校にはない特色ある教育活動が展開されていて、公私双方により高校教育の多様な選択肢が保障されてきています。これらの地域をあわせた公私比率は77.6:22.4（平成26年度募集定員）であり、県全体の比率と大きく変わりません。近年の入学状況をみると、私立高校で比較的大きな欠員が生じています。

中学校卒業生数はここ数年増減を繰り返してきており、募集定員が増加した学校もありましたが、今後は減少傾向にあり、中長期的には募集定員の減少が進むと考えられます。その際、当面は現状の学校数のまま、一部の学校の募集定員が減じられることが考えられます。

こうしたことを踏まえ、これらの地域の今後の募集定員については、公私の比率として、県立高校の比率が現在よりもやや低く、私立高校の比率がやや高くなるように、定員策定がなされる必要があります。その際、少子化の進行状況、中学生等の進路希望状況等を十分に考慮しながら、引き続き、中学生等の進路を保障するという観点を重視し、策定を進めることが求められます。こうした中で、高校教育の多様な選択肢の維持・充実が図られ、各学校の一層の特色化・魅力化が進められるよう、公私双方が努めていく必要があります。

(2) 松阪地域

この地域には全日制の県立高校が6校、私立高校が1校あり、公私双方により高校教育の多様な選択肢が保障されてきています。公私比率は68.2:31.8（平成26年度募集定員）であり、県全体の比率よりも、公立が低く、私立が高くなっています。近年の入学状況をみると、公私ともに大きな欠員は生じていません。今後の中学校卒業生数は、県内の他の地域と異なり、減少幅が比較的小さいと予測されています。

こうしたことを踏まえ、この地域の今後の募集定員については、公私の比率において、現在と大きく変わらないように、定員策定がなされる必要があります。その際、少子化の進行状況、中学生等の進路希望状況等を十分に考慮しながら、引き続き、中学生等の進路を保障するという観点を重視し、策定を進めることが求められます。こうした中で、高校教育の多様な選択肢の維持・充実が図られ、各学校の一層の特色化・魅力化が進められるよう、公私双方が努めていく必要があります。

(3) 伊勢地域

この地域には全日制の県立高校が9校、私立高校が2校あり、公私双方により高校教育の多様な選択肢が保障されてきています。公私比率は74.7:25.3（平成26年度募集定員）であり、県全体の比率よりも、公立がやや低く、私立がやや高くなっています。近年の入学状況を見ると、県立高校で多くの欠員が生じています。今後は、中学校卒業生数の大幅な減少が予測されており、中長期的には募集定員の減少が大きく進むと考えられることから、県立高校の適正規模・適正配置の推進について、地域社会活性化の視点も踏まえながら検討が進められています。

こうしたことを踏まえ、この地域の今後の募集定員については、公私の比率において、現在と大きく変わらないように、定員策定がなされる必要があります。その際、少子化の進行状況、中学生等の進路希望状況等を十分に考慮しながら、引き続き、中学生等の進路を保障するという観点を重視し、策定を進めることが求められます。こうした中で、高校教育の多様な選択肢の維持・充実が図られ、各学校の一層の特色化・魅力化や学ぶ環境の整備が進められるよう、公私双方が努めていく必要があります。

(4) 伊賀地域、尾鷲・熊野地域

伊賀地域には全日制の県立高校が6校、私立高校が1校あり、公私比率は87.9:12.1（平成26年度募集定員）です。尾鷲・熊野地域には、県立高校が3校で、私立高校はありません。これらの地域では、県立高校が高校教育の中の大きな部分を担っていることから、1校の中に普通科と専門学科を設置したり、普通科を総合学科に改編したりすること等により、高校教育の多様な選択肢を保障してきました。近年の入学状況をみると、県立高校（伊賀地域、尾鷲・熊野地域）と私立高校（伊賀地域）ともに、欠員が生じています。今後は、中学校卒業生の大幅な減少が予測されており、中長期的には募集定員の減少が進むと考えられることから、伊賀地域と熊野地域では高校の統廃合を含めた適正規模・適正配置の推進について、地域社会活性化の視点も踏まえながら検討が進められています。

こうしたことを踏まえ、これらの地域の今後の募集定員は、少子化の進行状況、中学生等の進路希望状況等を十分に考慮しながら、引き続き中学生等の進路を保障するという観点を重視しつつ、策定される必要があります。その際、これらの地域では、公立が高い比率（伊賀地域）またはすべて（尾鷲・熊野地域）を占めている現状があることから、公私比率が現在と大きく変わらないように、定員策定がなされていくと考えられます。こうした中で、主に県立高校が、高校教育の多様な選択肢の維持・充実を図るとともに、各学校の一層の特色化・魅力化や学ぶ環境の整備を進めていく必要があります。

4 公私双方による高校教育充実のための取組

県立高校と私立高校は、今後とともに、高校教育の多様な選択肢をできる限り維持し、学校の一層の特色化・魅力化をさらに進める必要があります。そのために、募集定員の策定、高校入学選抜がより適切な制度および運用となるための検討に加え、教育上の諸課題の共有、教育内容の改善等について、引き続き公私協の場で協議を進めることが必要です。

<参考1>

平成26年度募集定員（全日制）における各地域別の学校数・募集定員・公私比率など

●桑名・四日市地域

学校数 県立高校 16校：私立高校 4校

募集定員 県立高校 4,600人：私立高校 1,220人=79.0：21.0

欠員のある高校数と人数（H25選抜） 県立高校2校2人：私立高校3校253人

●鈴鹿・津地域

学校数 県立高校 14校：私立高校 3校

募集定員 県立高校 3,760人：私立高校 1,200人=75.8：24.2

欠員のある高校数と人数（H25選抜） 県立高校3校11人：私立高校2校64人

●松阪地域

学校数 県立高校 6校：私立高校 1校

募集定員 県立高校 1,200人：私立高校 560人=68.2：31.8

欠員のある高校数と人数（H25選抜） 県立高校2校19人

●伊勢地域

学校数 県立高校 9校：私立高校 2校

募集定員 県立高校 1,665人：私立高校 565人=74.7：25.3

欠員のある高校数と人数（H25選抜） 県立高校5校101人

●伊賀地域

学校数 県立高校 6校：私立高校 1校

募集定員 県立高校 1,240人：私立高校 170人=87.9：12.1

欠員のある高校数と人数（H25選抜） 県立高校2校29人：私立高校1校78人

●尾鷲・熊野地域

学校数 県立高校 3校：私立高校 0校

募集定員 県立高校 600人：私立高校 0人=100.0：0.0

欠員のある高校数と人数（H25選抜） 県立高校3校49人

●県全体

学校数 県立高校 54校：私立高校 11校

募集定員 県立高校13,065人：私立高校 3,715人=77.9：22.1（※）

欠員のある高校数と人数（H25選抜） 県立高校17校211人：私立高校6校395人

※ 平成26年度の県内高校への入学見込者数である16,756人に対する公私比率は、公：私=78.0：22.2（重なり0.1%）となる。

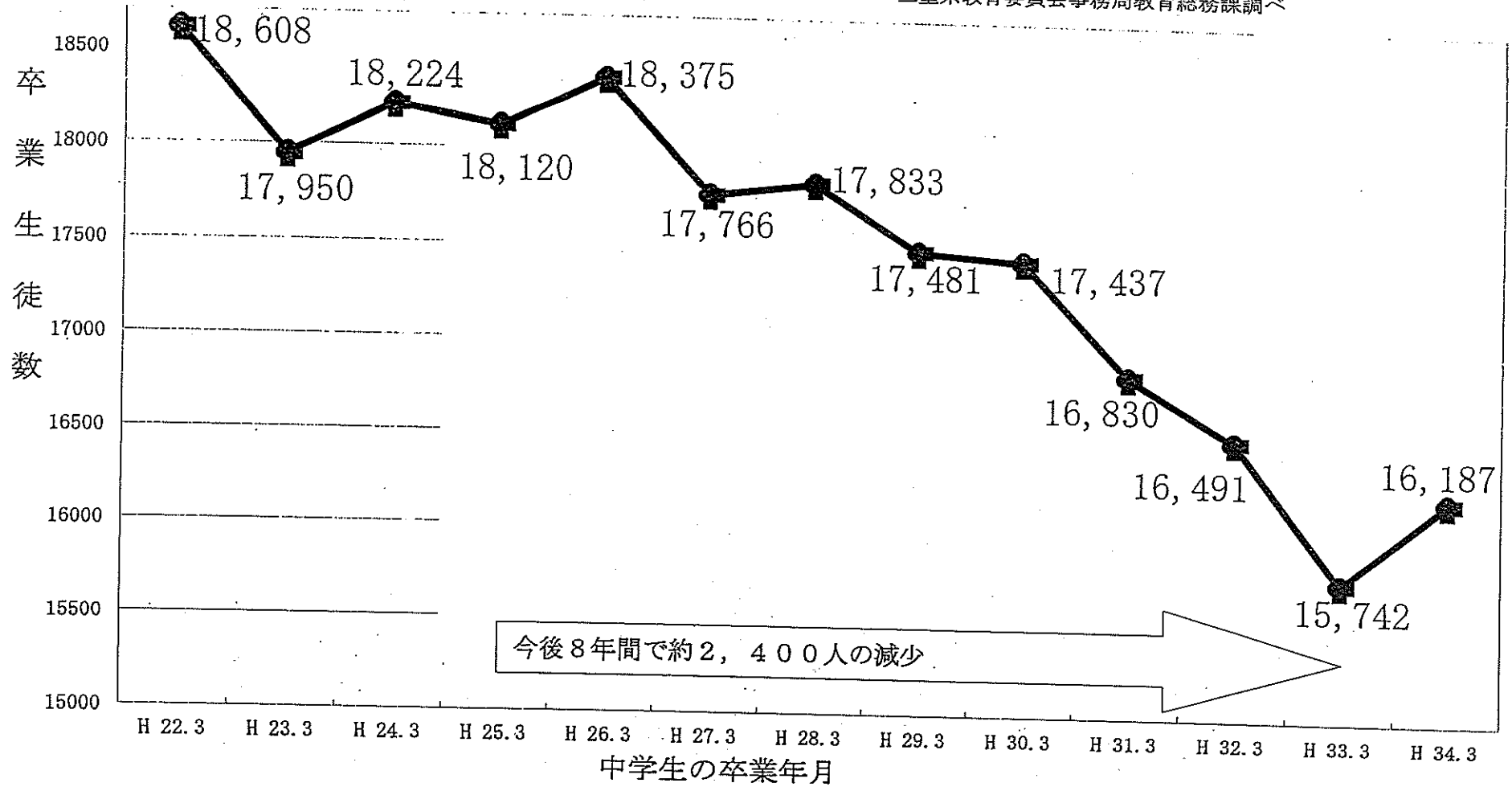
※ 愛農学園農業高校・日生学園第二高校・ウィッツ青山学園高校を含まない。
この3校を含んだ募集定員の公私比率は、公：私=76.8：23.2（H24文科省統計）となる。

三重県中学校卒業者の推移と予測(含社会増)

平成25年5月1日調査

三重県教育委員会事務局教育総務課調べ

<参考2①>

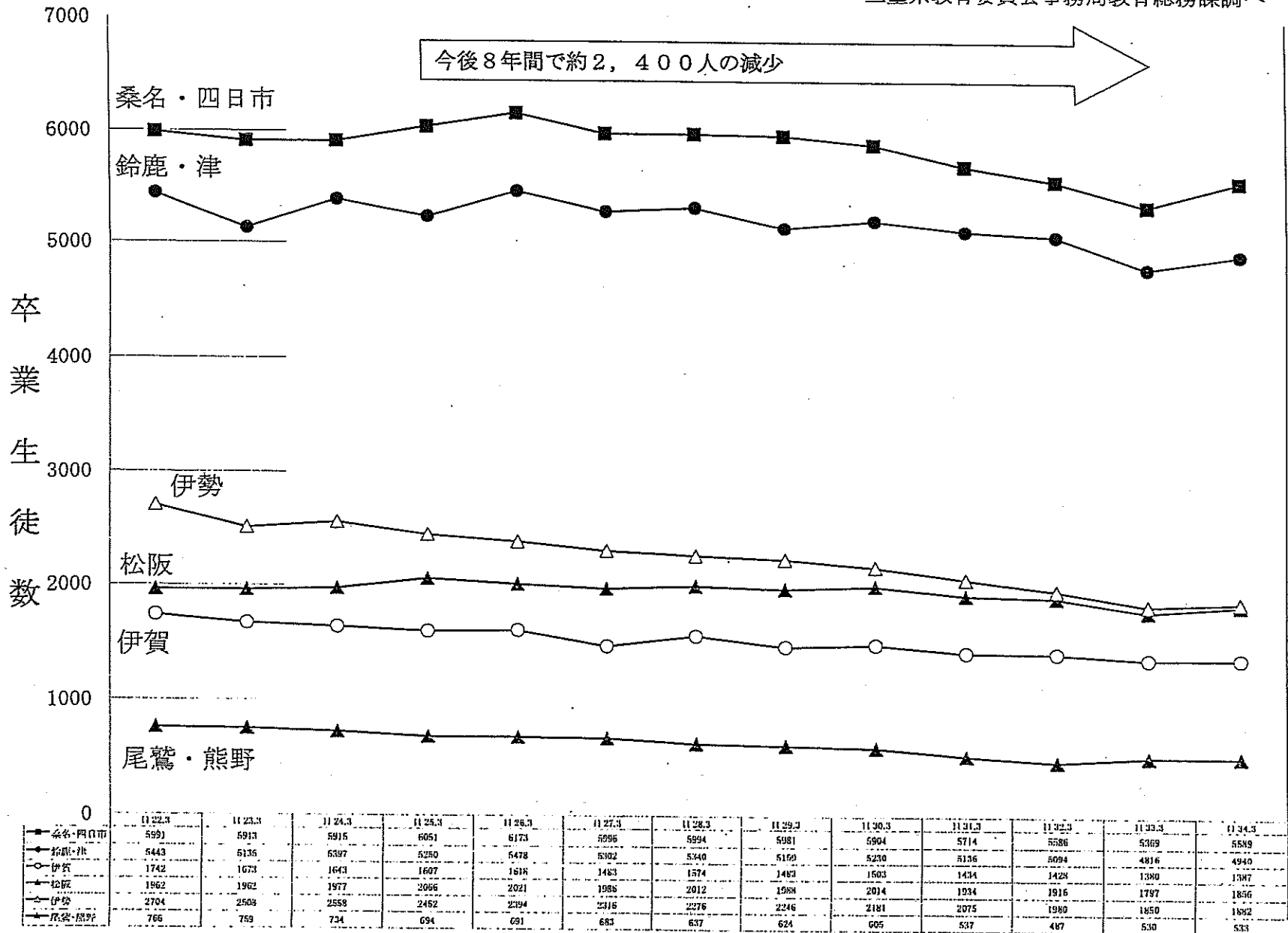


三重県中学校卒業者の推移と予測(含社会増・地域別)

平成25年5月1日調査

<参考2②>

三重県教育委員会事務局教育総務課調べ



2 新しいみえの文化振興方針（仮称）の策定について

1 経緯

「三重の文化振興方針」策定（平成20(2008)年3月）後の社会情勢等の変化や本県の文化行政を取り巻く環境の変化をふまえ、幅広い観点から10年先を見据えた本県の文化振興のあり方を検討し、新たな方針を策定するため、昨年7月に第1回三重県文化審議会を開催して調査審議を開始しました。

2 三重県文化審議会の開催経過

これまでの開催経過は、次のとおりです。

- | | | |
|------------|-----------------|-------------------------------------|
| 7月24日（水） | 第1回 三重県文化審議会 | ・新しい文化振興方針（仮称）の基本的な枠組み、
部会の設置 など |
| 8月23日（金） | 第1回 文化交流ゾーン検討部会 | ・めざす姿、ミッション、具体的な連携方策 |
| 10月25日（金） | 第2回 文化交流ゾーン検討部会 | ・施設の運営手法のあり方 |
| 11月6日（水） | 第2回 三重県文化審議会 | ・「新しいみえの文化振興方針（仮称）」骨子（たたき台） |
| 1月22日（水） | 第3回 文化交流ゾーン検討部会 | ・検討結果のとりまとめ |
| 2月11日（祝・火） | 第3回 三重県文化審議会 | ・「新しいみえの文化振興方針（仮称）」中間案 |

※ 第3回審議会及び第3回検討部会の主な意見は別添2のとおりです。

3 「新しいみえの文化振興方針（仮称）」中間案

「新しいみえの文化振興方針（仮称）」中間案は別添1のとおりです。

4 文化交流ゾーン検討部会報告書

文化交流ゾーン検討部会報告書は別冊1のとおりです。

5 今後のスケジュール

- | | |
|----------|-----------------------------|
| 3月下旬～4月 | ・パブリックコメントの実施
・市町等への意見照会 |
| 5月～6月 | ・議会への報告（パブリックコメントへの対応等） |
| 7月 | 第4回文化審議会（答申案） |
| 8月あるいは9月 | 方針案答申 |
| 10月 | ・議会への報告（方針案） |
| 11月 | ・方針の公表 |